

## 第5回行政改革専門小委員会

日 時 平成20年9月11日(水)

13:30～15:15

場 所 島根県職員会館 健康教育室

### 議事(意見交換)

委員長 それでは、本日の委員会は、外郭団体について御協議いただくことにしております。これまで外郭団体は、県の行政委託団体として機動的、また効率的に、公共の福祉の増進の担い手として大きい力を発揮していただいております。しかしながら、社会が成熟するに伴いまして、県民自身の生活様式も大きく変化し、その価値観は多様で、行政に求めるニーズも変わってきております。そのため住民の身近なことはその地域で担う地方分権の流れが始まっています。また、一方では民間の企業やボランティア、NPOなど、公的なサービスの担い手も活躍の分野を広げていっております。ことし12月から公益法人制度改革が実施の運びになり、公益目的事業について見直しの検討が行われることとなります。また、平成22年には指定管理者制度が多くの団体で更新の時期を迎えます。このような環境のもとで、本委員会では現状と課題を踏まえ、見直しの観点等を参考にしながら、外郭団体の今後の方向づけについて議論を深めたいと思っております。

お手元に外郭団体一覧表、資料3をお配りしておりますが、第3回の会議で検討の対象外とする団体、林業公社ほか3団体と、検討の中心となる団体の整理を行いました。この検討の中心となる団体については、これまで提供のあった資料を再調整した外郭団体概要シート、資料4を事務局に作成させましたので、これをもとに意見交換をしたいと思っております。なお、公の施設と同様に、今回の意見交換をもとに、今後、論点を整理して議論を深めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 〔事務局説明〕

委員長 ありがとうございます。

それでは、これから意見交換に移ります。

外郭団体一覧表を見ていただきたいと思います。対象は20団体が中心となりますので、まず出資割合を考慮しながら、3つの区分に切って進めたいと思います。

まず、県の出資割合が50%以上の団体ですが、対象が15団体になります。これ

を2つに区切りまして、財団法人しまね海洋館から財団法人島根県障害者スポーツ協会までの8団体について、御意見ををお願いしたいと存じます。

委員 今回、検討の中心となるものを御説明いただいて、第1弾として8団体、議論するということですが、（今回議論する団体は、）県から見て外郭団体ということで、財政的にも役職員としても何らかの県とのかかわりを持って存在、運営されているということだと思います。公共性という意味では県と不可分一体であり、受託・補助事業によりかなり県と密接なかかわりの中で運営されている、あるいはこれからもそういう形の関係というのが必要なだろうというものと、県からは財政的あるいは人的に相当自立して運営されている、あるいはこれからもそうあるべきだということとに別れ、県と団体とのかかわりのあり方が濃いものから薄いものまでいろいろあると思います。県出資50%以上ということで、団体の存在自体に県が非常に大きな責任を負っているカテゴリーのものなのかなと思います。

そういう中で、県と団体との関係の濃淡というのをこれからどう考えていくかというのは、結構県の政策にもかかわるので、なかなか難しい問題ではないかと感じます。一つの切り口として公益法人改革というのを御説明いただきましたけども、県との関係の深いものもできるだけ自立していくという方向で考えていくことが求められている時代なのかなと思います。

特に寄附金に対する税の特例が拡充されるという動きもありますので、県自身はふるさと納税ということで、出身だとかゆかりのある人からの寄附に対する税制上の特例というのができていますけども、同じようなことが団体と県民との間で制度化されたということになるのでしょうか。公共は公だけが担うものではないと最近言われていますけども、汗をかくという意味ではNPOが台頭しているのだと思いますが、財政的な側面でこういう団体を何がしか県民が支える方向でどれだけ発展があるのか、させていくべきなのかどうか、そういうことが論点としてあるのではないかなと思います。8つの団体という切り口では必ずしもないのですが、そういうような感想を持ちました。

委員長 ありがとうございます。

委員 まず外郭団体がどんな事業をしているかということになると、大きく、基本財産をもとにその果実をもとにした自主的な事業と、県の施策の実行部隊という意味で、県の事業を外郭団体が受託して行う事業あるいは指定管理を受けて行う事業とがある

と思います。どういう団体でその事業をするのがいいのか、そういう議論になろうか  
と思います。県独自でやるよりも、それは外郭団体がやった方がいいという判断があ  
れば、そういう形でやられることになって、恐らく今の形態になっているのだと思  
います。その県がやる事業がどうかという議論をする場でもないように思いますので、  
別の点から何点かお話ししたいと思います。これは前回の委員会でも言いましたけど、  
今の指定管理の問題、私、前回、指定管理を県出資100%の外郭団体が受けるのは  
どうなのかということをお話ししましたが、今の議論の対象となる8つの団体の中  
でいいますと、このうち5つの外郭団体は指定管理を受けています。しまね海洋館  
などは指定管理者としては、ここしか受けるところがないのではないかと私は思っ  
ておりますし、恐らく多くの方はそう思っておられると思います。そういうところに  
わざわざ指定管理の公募をするということ自体が、余り意味がないというふうに思  
います。したがって、指定管理の話に戻ってしまうのですが、まず指定管理として、  
もうここしかやる場所はないという場合には、そもそも指定管理の公募ということ  
自体をやめてしまう。それから何社か応募がありそうな場合には、そもそも県出資1  
00%の外郭団体が応募するようなこともやめるといような考え方をとるのも一つ  
の方法かと思えます。

その意味で、このしまね海洋館を考えてみると、今、ここはアクアスの指定管理を  
やって、入場収入も相当上がっているということですから、指定管理料に相当する資  
金をここへ出せば、外郭団体の中でとりあえず運営がやっていけるという状況にな  
ります。この団体でアクアスをもっと効率的に、あるいはもっと効果的にやるには、こ  
こにすべての、すべてといいますが、なるべく多くの経営責任を負わせるような形で  
運営させる、この団体がアクアスという施設の全責任を持つことによって、より大き  
な効果が得られる、そういう可能性は相当高いのではないかと思います。これはアク  
アスだけではなくて、もしかしたら三瓶自然館だとか、あるいはくにびきメッセだ  
とか、そういうところも可能性ががあるのかなとも思います。指定管理に関しまして、  
もうそこしかやるようなところがないというところは、全面的にそこに経営をゆだね、  
そこで責任を持ってやってもらい、どうしても(収入が)足りない部分に対しては、  
恐らく足りないのしょうから、県あるいは周辺自治体が補助金などの形で出し、な  
るべく権限をその団体に与えて責任を持たせるという形も一つの方法としてあるの  
ではないかと思えます。

それから、全く視点が違うのですが、先ほどもしまね女性センターで、県が造成補助した取り崩し型運用財産の説明を受けました。ある程度まとめたお金を財団の方に渡して、後にそれを取り崩して事業をしていくということだと思います。なぜこういうことをされるのかがなかなか理解ができないのですが、もしかしたら、基本的に財団法人ですから基本財産の運用益で事業をするという「たてつけ」なのかもしれないと思います。また、昨今の金利低下のようになかなか果実が生まれない時世もあるでしょうから、こういう資金を与えて財源としての調整役を果たそうという趣旨かもしれないと思うわけですが、県の今の財政状況の中で、こういうまとめたお金を置いておくことが本当に必要なのかという気がいたします。

(こういうまとめたお金としては)女性センターだけではなくて、例えば島根県文化振興財団に8億、国際センターに3億あるわけですが、もう少し見ていくと、財団法人ですから基本財産は外して、例えば特定資産とかその他投資の中に金融資産を持っておられるところもかなりあるのではないかと思います。そういうまとめたお金は、何かにこれを使うという目的があれば、それはまだいいのですが、単に今持っているだけという状況の資産があれば、しまね海洋館で県へ寄附したということが過去にありましたように、一たん県の方にそれを戻して、また必要になったら県がその財源を手当てするというようなことを考えられたらどうかと思いました。以上です。

委員長 ありがとうございます。

委員 設立当時というのは、それぞれの団体に設立の意味があったと思いますが、時の流れとともに変化をしてきて、今どうするべきかということが論じられていると思いますので、島根県の現在の置かれた環境の中ではどうしていくのかと言えば、維持していくのか統合するのか廃止するのかと、端的に言うと、そういうことを考えていかなければいけないのではないかと思います。

私もよくはわかりませんが、議論を進める一つの例として、島根県環境保健公社というのが松江にありますが、石見部の方はどんな形でやられているのですか。

室長 浜田に成人病予防センターがあり、環境保健公社の一機関として運営されていますので環境保健公社が全县を網羅した形で事業展開しています。

委員 わかりました。

設立当初というのは、交通の便も悪かったため過疎地などを公が行わないと検診が

できないというような理由があったと思いますが、今こうして時代が変わってきて、車で移動ということも可能になった中で、公の役割はどのように考えるべきだろうかと思ひます。検診事業のやり方もそれぞれ小さな単位でやっていくことも可能ではないのかなとも思ひます。この検診というのは、かなり機器、機材費というのがかかっていると思ひます。それぞれの地域に大きな病院がありますが、そういう病院をある程度活用する、県立病院もありますし市立もあるのでしょうか、そういうところを活用しながら、機械が出ていくのではなくて人間を運ぶという形も考えられるのかなと思ひます。人を運ぶための手だてをきちっとすれば、小さな地域単位でやっていけば、過疎地の人たちの検診もしっかりとやれるのではないかと思ひます。だから逆の発想、出ていくのではなくて迎えに行く発想です。大病院は大体午前中受診して午後をあいているのではないかと思ひますが、そうすると午後のあいた時間帯の機材を活用していくというやり方はできないかと思ひます。環境保健公社は人件費比率が48.5%と高いのですが、そうすると、機材費が節約できて人件費が節約できてというようなことが可能ではないのだろうかというような気が、具体的に一つの例として思ひております。どこまでそれができるかは、本当にきちんと調べていかないといけないことかもしれませんが、一つの考え方として思ひているところです。

それと、ふるさと定住財団ですが、若年者層の県内の就職の支援、推進を担っていらっしゃる。そうしますと、団体をどうするというところからは外れるかもしれませんが、この間言った看護師さんの県内定住を、県の部門にこだわらず、しっかりと業務の一環として進めていただけたらありがたいのかなというような気がいたしております。

環境保健公社だけではなくて、かなり人件費の比率の高いところがありますので、人件費をどういうふうに、人を切るという話ではなく、仕事を効率よく、どのようにすれば業務が回せるのかなというあたりも考えていくべきところではないかと思ひております。

委員 前の皆さんがおっしゃった以外を探して申し上げたいと思ひますけども、外郭団体がどういう事業を実施しているかを見てみたときに、環境保健公社の一般検診の部分というのは、確かに過疎地における施策の必要があるかもしれないですけども、かなりほかの機関でも代替できる部分というか、競合する面が強い感じもしています。それ以外で、事業という意味でいくと、本来、目的からその事業が必要だという順番

で成り立つものだと思うのですが、ないとは思いますが補助金とか委託を受けるがためにその事業をしているような面が本当はないのかどうかを各団体でチェックする必要があるのではないかと思います。これがそうだというわけではないですが、例えばふるさと定住財団で地域づくり事業みたいなことをされている、それは大きな目的の中の一つの事業だとは思いますが、ほかの機関などでもやっているような部分があるとすれば、そういったものは極力落として、とにかくスリムになっていくというような視点というのが必要ではないかというのが私の意見でございます。

その他、これは非常に細かいところなので、今すぐにここで回答を求めるものではありませんが、しまね女性センターの事業概要で、講座の参加者が17年度は目標が1,800人参加に対して実績300ぐらいで推移しているなど目標値に対して実績値が大きく異なっていたり、相談件数の変動にもかかわらずそれにかかる金額が37万ぐらいから200万ぐらいに変動していたり、あと、その下の講座の参加も、17年度は目標が1,800人参加というようなところ、実績300ぐらいで推移して、そもそもその目標値の適否といったあたりも、少し気になりました。

委員長 それでは、私の方から気がついたというか、疑問に思ったことがございまして、これはどの施設も当たるのかもしれませんが、例えばしまね女性センターの宿泊施設の様な実際に多用途に活用する場合がありますが、施設そのものは、空いていればそれを効率よく運営するということは当然のことだと思います。ただ、一つ問題なのは、宿泊施設を運営するということは専門性が必要なことで、果たして、例えば財団がそれに適しているのか。片手間でやるという考え方は、やはり甘いのではないだろうかと思えます。財団の持ち味というのを生かすことならよろしいのですが、宿泊施設の運営はビジネスですので、それは甘く見ているのではないかと思います。たまたまそこに財団がいるからというやり方というのは、やはり中途半端ではないかなと思ったりいたします。とにかくそういう考えでやった場合には、経営の状況がよければいいのですが、逆に状況が崩れたときに、それをどうやって立て直すかという話になってきますと、もともとが公の外郭団体ですので、そのところはいかなものかなと思ったりいたします。商業ビジネスの世界と、公の世界というのはサービスや構想力の差というのが出てきますので、やり方はいろいろあるかと思いますが、もう一度そこは戦略を練ったらいかがかなと思えます。

ほかにございませんでしょうか。

一つ一つ区切るような形で進めましたけれども、多少はそこをはみ出しても結構でございますので、気がつきましたら御発言いただくようお願いしたいと思います。

次に、財団法人島根県みどりの担い手育成基金から財団法人島根県暴力追放県民センターまでの7団体につきまして御意見をいただければと思いますが。

委員 島根県土地開発公社、住宅供給公社、それから建設技術センターがありますが、土地開発公社の中で、円滑な公共事業の実施を図るため、国、県等の依頼に基づき公共事業等の用地を先行取得と書いてあります。また、住宅供給公社の中でも、公共団体からの要請による公営住宅用地とか公共事業の代替用地の分譲をしていると書いてありますが、何か重複するような気がします。私も専門ではないのでわかりませんが、そういう土地とか住宅とか、関係のものが一つになることによって、もっと力が発揮できたり、もっと節約できたりということが可能ならば、そういうことも検討してはどうかという気はします。

また、住宅供給公社のこの分譲住宅事業とか賃貸管理事業とか管理受託住宅管理事業とかについては、今、大変に不動産関係の業種はふえていますし、民間で十分やっ  
ていける部分ではないかという気もしています。ただ、今までの歴史の中でなんらかの位置づけがあり、現状に理由があるのであれば、それはそれで理解できますが、民間の不動産関係の事業が今、本当に台頭している、ふえている、しかも不景気になっているという中で、島根県としてどうしていくべきかということは、この際、こういう機会ですから、きちんと議論されていいのではないかという気がしております。

室長 先ほど住宅供給公社と土地開発公社、可能であれば一つにという話がございましたけど、これは事業の目的が、それぞれ住宅供給公社はあくまで住宅政策、土地開発公社はいわば面的な公共事業みたいなところの役割が中心になっています。委員ご指摘の統合に関しては、全体ではありませんが、管理部門である事務局は既に「土地住宅機構」として統合しております。それぞれが法律に基づき設立されている団体なので、土地住宅機構の名のもとにそれぞれの団体が活動しております。

委員 そうですか。わかりました。

そういう意味で、やはりいい形で実現できる減らしていけるところがあればスリム化していく必要はあるのかなと思い発言しました。

委員 この7つの中でいいますと、具体的な課題としては、土地開発公社と産業振興財団の問題だと思います。工業団地の分譲促進という課題があると思いますが、これは

開発公社の方で処分がおくれると金利負担が発生していくということだと思っておりますが、それだけではなくて、産業振興という意味ではできるだけ分譲促進が期待される状況だと思っております。既に経営評価などでも指摘されていると思っておりますし、努力はされていると思っておりますが、外郭団体の経営改善という意味では重要な課題ではないかと思っております。

そのほか、県の補助金・委託料が多い団体が多数あると思っておりますが、その事業を県がやるか財団がやるか、財団がやるとしたときに自主事業としてやれるのかどうか、そういうことが問題としてあるのではないかとと思っております。経営評価という項目がありますけれども、どこまで経営というのを、本当の意味で考えられるのか、県が補助、あるいは委託から撤退したときに、団体の方で自主事業としてでもやるということになるのかどうか、そういうことまで含めて経営を考えるのかどうかということを検討する必要があるのではないかとと思っております。その辺、県の考えということも大事かと思っておりますが、何かあれば。

室長 経営評価は、本県では16年度からスタートしていますが、言葉として、要するに今までの発想ではなく、より民間ベースに近い観点で行政も団体を点検・評価していくという意味で経営という言葉を使い始めたと推察します。委員ご指摘のとおり、県の補助、委託は、県が必要に応じ予算編成を通じたりして整理してきている過程があります。そうした中で、ある程度県の施策としての使命は果たした一方で県民にとってのサービスとしては引き続き必要ということが仮にあれば、それは団体のルーチン的な業務として任せるような整理もありうると思っております。現時点で具体的な内容は思い浮かびませんが、そうした議論も経て現在に至っていると思っております。

取り崩し型の基金を財団に預けて事業を実施してもらおうというスタイルを幾つかの団体でとっています。低金利も背景にはありまして経営的には厳しさを増していますが、県としての施策として毎年恒常的に一定の事業を決めて、向こう何年かで実施する形で、当時、団体の方に基金造成を補助した経緯があると思っております。ですから、事業の内容についても予算などを通じて整理をしながら現在に至っていると思っております。

委員 外郭団体一覧表ということで、外郭団体というのはよく使われていますが、この言葉がわかりにくいというか誤解を与えかねないと思っております。外郭というと、何か外側に何となくあるという感じで、本当に経営をする意思がある団体なのかがよくわか

らない感じがすると思います。ですから、経営という方向を進めていくのであれば、何かほかに言い方はないのかという感じがします。

委員 先ほどの取り崩し型の基金についてですが、使用目的があって基金を置いておくということは基本的に問題だとは思わないわけですが、基金の金額は幾らでもいいという話ではないこと、それから主要目的がなく置いてあるものはよろしくないことを申し上げたところです。今ここで表に載っているもの以外の各外郭団体の財産の内容は、よく吟味をしていただきたい。いずれ公益法人制度改革の中で遊休財産の調査をされると思いますが、そこで言っている遊休財産よりも、県にとっての遊休財産は何かという視点が必要だろうと思います。

それから、意見というほどのことではないですが、住宅供給公社なり土地開発公社というのは全国的には話題になっており、例えば土地開発公社は平成17年度の包括外部監査でテーマに取り上げられていまして、そういうものを見ていると、この決算書というのはきちんと財政状態、経営水準をあらわしていないというふうに指摘をされています。その後どうなっているかと思って、翌年の県が出しておられる措置状況報告書を見たところ、何か改善するようなコメントが載っておりました。ですから、調書に記載されている財務状況は本当に実態をあらわしているものだと県は確証を持っておられるものと受け止めております。

委員 不動産系の土地とか住宅といったものについては、多分実態という意味でいくと時価評価みたいなことが必要なんだと思います。そうすると、おそらく土地・住宅に係る資産の数字もかなり変わったものになるのではないかと思います。

具体的な名前を上げて申し訳ないのですが、暴力追放県民センターとかみどりの担い手育成基金について言うと、それぞれ必要な団体だと思いますが、職員の方が1人とか2人、あるいは嘱託の方を入れても2人という一方で、理事、評議員の方が非常に多いように感じます。理事とか評議員の方はそれほど報酬をもらっているわけではないとは思いますが、窓口的な業務や、基金、基本財産の管理だけを行っているのであれば、県で直接行うことも検討してはどうかと思います。例えば暴力追放県民センターであれば、何か相談事項があれば、警察に行って相談をすとかしてもいいのではないかと思います。例えば料金を徴収する業務で人手が必要なので団体で事業を行う方が効率的なのだというようなことがあればまた違うと思いますが、職員の方の数と事業との関係・バランスはどうかという視点で点検する必要があると思います。

そのほか、これは前回、公の施設の検討のときにコメントさせていただいて、実は外郭団体の見直しとしてコメントする方がよかったと思っていますが、産業振興財団についてはコンサル的な業務をしているのに対して対価は得ていないと聞いています。指定管理にも応募されて、民間的な発想で経営していくんだということであれば、成功払いになるのかもわかりませんが、必要な対価はもらっていくことを検討されてもよいのではないかと思います。以上です。

委員 一覧表を見ていて思ったのですが、文化振興財団、国際センター、みどりの担い手育成基金、特にみどりの担い手育成基金ですが、取り崩し額というのが発生しています。低金利の状況が続いて、取り崩しがしばしば行われると、今後経営上厳しい状況というのも予想されると思うんですが、そういう見通しを踏まえてどうしていくのか、事業を切り詰めていくのか、または県がてこ入れするのか。経営体という意味ではその辺を、財団の方で考えていく必要があると思います。

室長 いずれも一定額を当初積み、複数年かけて事業をやっていくというスタイルの基金の持ち方ですので、今、委員ご指摘のとおり、将来的なことも踏まえて、どういった事業をどういうスパンで、どれだけの事業費をかけて行っていくのかということは、基本的には団体が考え、それを県と調整しながら事業を実施していくということであろうと思います。

国際センター、みどりの担い手育成基金では、基金による今後の事業のあり方に関する検討を既に行っている状態もあります。今後の方向性を念頭に置きながら、団体と県との間で整理をして、必要な事業を行っていくことになろうかと思います。

委員 みどりの担い手育成基金や国際センターでは最初に寄附金のお話をさせていただきましたけども、今、環境問題に対する県民のいろんな問題意識というのも高まっていると思いますし、県自体も県民税の超過課税を行っていると思いますので、みどりの担い手を育成するというのは、そういう意味では結構そういう寄附金になじむかと思えます。

また、人口減少、高齢化というようなことで、特に国際的な交流とか人材育成にもう少し県民の関心が高まることが期待されますけども、国際センターもそういう意味では寄附金になじむかと思えますので、そういう機運が醸成できれば非常によいのではないかと思います。

委員長 それでは、次に県支出50%未満の財団法人島根県育英会から財団法人島根県

体育協会までの、この中の5団体でございます。御意見等をいただきたいと思います。委員 育英会ですが、概要シートの監査意見に「学生寮の入室率の向上に努められたい」と書いてありますが、学生寮の立地条件はいかがでしょうか。立地条件はその経営にかかわることだと思いますが、中心部ですか、郊外ですか。

室長 吹田市です。

委員 そんなに郊外にあるということでもないですね。

学生になる人たちが、あんまり古い、老朽化している建物だと嫌だし、管理されるのも嫌だしで、結構利便性が高くてよそへ入るということを以前は聞くことがありましたが、今はどうでしょうか。

室長 近年立て替えられています。

委員 そういうことであれば、また学生が使いたいという思いもあるのかもしれませんが、そのときに県立だからといって余りにも低い料金にしてしまわず、ある程度の受益者負担をお願いすることも新築であるならば考えていくべきかもしれません。受益者負担という意味で。どの程度が妥当なのかということをよく検討するべきかと思えます。

それから、奨学金の返済滞納に対しては、きちんと回収してもらいたいと思います。

室長 この育英会の寮につきましては、県立ではなく、育英会がみずから整備し運営されています。

委員 全体的なことですけど、私自身もこの中の幾つかの財団にはかかわっているもので、その中で理事会などに出席する機会もあります。役員の方の中には民間の方も相当いらっしゃるって、その中で議論をしていくと非常にいい意見を言われ、私も出ていると非常に参考になる議論をされます。

ところが、今までの公益法人というのは、理事、評議員も委任状出席というのが可能だということもあって、本人が出席される方が少ない団体もあります。多分全部ではないのですが当然会議は出席してもらわないと議論にはならないわけで、制度上委任できるといっても、実際は会議に出て、そこで発言してもらわないと意味がないわけです。今度の公益法人制度改革においては、役員本人の出席が義務化になるということで、今でも恐らく多くの団体で、役員定数なども大分下げてきておられると思いますが、役員を選ぶときに、きちんと出席される人を選んでもらいたい。とかく充て職的に、どこかの肩書がつくと、そこの理事になる、あるいは評議員になるとい

うところが多いのではないかと思います。そういうことではなくて、本当に役立つ人を役員にすること、特に県がたくさん出資されているところは、県の指導力で、そういう人を配置してもらいたい。そのところをぜひお願いしたい。理事長も当然なことです。理事長を含めて理事あるいは評議員、全員が出席できるような、そういう陣容で団体の運営をやってもらいたいということをお願いしたい。以上です。

委員 どちらかというとな財政的な面で発言させていただきましたけども、やはり経営というのは人の問題というか、そこが一番根幹だと思いますので、今の委員のお話は、非常に重要な課題と思って聞かせていただきました。

委員 環境管理センターがされている処分場の管理運営、設置、建設、運営という業務については、上手に行えば採算的には独立的に事業をやっていくということは可能な分野ではないかと思っています。ただ、公益法人あるいは県が関与されるという部分についていえば、安心感というか、あるいは反社会的な勢力を排除するというような、そういう利害関係を調整するという意味では事業を進めやすいのかもしれませんが、ただ、こういった最終処分場的な事業を、規模とかはいろいろあるかと思いますが、民間事業者でされている部分もあると思うので、そういったところは、民間事業者に任せていくような視点が必要ではないかと思っています。

委員 育英会については、返還が滞っている奨学金の問題というのが、これはどこでも問題になっていると思います。行政も税を初めいろんな債権について債権回収の取り組みを進めていると思いますので、育英会も滞納の問題に真剣に取り組む必要があるのではないかと思います。

委員長 育英会のことについていろいろと指摘事項はありますが、私も金融機関としての立場から申し上げますと、一番厄介なのはやはり回収業務だと思います。鳥根県の場合は人が移り住むということはあんまりないのかもしれませんが、現代では人が移動しますので、実際に借りた後はどこへ行ったかわからないということは、多分全国的に起こっている状況だと思います。そういう意味からすると、回収業務を育英会の中で行うのは、これからは限界が来るのではないだろうかと推測するところです。そうした業務はやり方はいろいろあると思いますが、外部へ委託をするなり専門のやり方をするなり民間のシステムを使うのもいいのではないかと思います。

委員 回収もなんですけど、私は自分が鳥根県のお金で育ててもらったならば、一人前になって大成したときに、むしろふるさとへ恩返しをする、ふるさと納税でもするぐ

らしいの気持ちを持てるような若者を育てていかないとだめだと思います。公益法人になったときに寄附は税金がかからなくなるということで、寄附というのが今、非常に言われています。そういうことを育英会としてもむしろ前面に出していく、あなたが立派になったら育英会へ恩返し、ひいては島根県へ恩返しというような意識を持った県民、青少年を育てていくということが非常に大事なんじゃないかなという気がします。

委員長 小さいときからの教育も含めてですね。

委員 はい、教育をしっかりと。

委員 事業は団体によっていろいろでも、事務局というか庶務的なこと等々、共通化できるものはあると思いますので、そういう大きくくりで事務局を運営するというようなことが検討できないかなと思います。団体自体の統合ということも、これまでも進めてこられたでしょうし、これからも、どういうところであるのか検討が必要だと思います。土木部門だったら土木部門とか、そういうくくりでいえば土地開発公社、住宅供給公社、建設技術センターとか、そういうことでしょうし、最低限、内部管理的なものの統合とか、そういうようなことは検討に値するのではないかと思いました。

委員長

次回の会議もごさいますので、気がついたことがあれば、また次回お話ししていただければと思います。

それでは、事務局には本日の意見交換をもとに論点をまとめておいていただきたいと思います。

次回は、前回と今回の意見交換をもとに作成いたしました論点について協議を行うことといたしまして、10月20日に開催いたします。

以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。本日は、まことにありがとうございました。